

2022.5.12 (木)
第35回例会
(通算3662回)

2020-2021年度 釧路ロータリークラブ会報

会長スローガン『我がロータリーを楽しむ。我が地域を育む。』

第85代会長 杉村 莊平
副会長 浅川 正紳
幹事 市橋 多佳丞
編集責任者 クラブ会報雑誌委員会

例会日 毎週木曜日 12:30 ~ 13:30 夜間例会 18:00
例会場 釧路センチュリーキャッスルホテル
事務局 釧路市錦町 5-3 ミツ輪ビル 2F
☎ 0154-24-0860 📠 0154-24-0411

2021-2022年度
国際ロータリーテーマ



奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために

2021-2022年度
RI会長 シェカール・メータ
第2500地区ガバナー
漆崎 隆 (釧路ベイ RC)

月間テーマ	青少年奉仕月間
本日のプログラム	会員卓話「電子帳簿・インボイス対応研修」(担当：プログラム委員会)
次週例会	講師例会「いよいよ新時代へ～スポーツの力で切り拓く釧路の未来～」(担当：プログラム委員会)

- ロータリーソング：君が代・奉仕の理想
- ソングリーダー：横田 英喜君
- 会員数 102名
- ビジター なし
- ゲスト なし

会長の時間

杉村 莊平会長



皆さん、こんにちは。お食事の方はそのままお続けください。

久しぶりの3週空けての例会で、いつの間にかゴールデンウ

イークも終わり、5月に入り釧路も桜の花が咲くような暖かい時期になってまいりました。今日も10人くらいしか来なかったらどうしようかなと思ったのですが、多数の皆さんに来ていただいてありがとうございます。次週以降もぜひご出席いただければと思います。ぜひ、どうぞよろしく願いいたします。

少しご説明だけさせていただきますが、4月中旬に複数のコロナ陽性者の報告がありましたものですから、4月21日と28日の例会をやむなく休会とさせていただきます。それに合わせて、予定をしておりました炉辺会合とメイクアップ体験会も一旦延期とさせていただきます。急なキャンセルになり、ご準備いただいた皆さんには大変ご迷惑をかけたと思います。この場をお借りしまして、お詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

このコロナに関連しての休会の判断は大変難しいものがありますから、正直何が正解かは分からないところでありますが、三役、理事会で判断していくことで

ので、なにとぞご理解いただければ思っております。この1年間、振り返るのはまだまだ早いです。コロナに多少苦勞させられている1年となってきました。改めて僕のこの1年間の今年度の思い・役割というのは、最近増加してきました若いメンバーにこの釧路クラブの素晴らしい雰囲気や楽しさをしっかり体感していただくこと。そして、その若いメンバーとベテランメンバーの融合を図りながら90周年を見据えながらクラブの一体感を育てていくことと考えておりました。ちょうど今年は85周年の年でしたので、クラブの歴史を紐解きながら、しばらくやっていなかった夜例会を含んだ夜の事業をうまく活用しながら90周年に向けて、次年度に向けて、少しでも上昇カーブを描いてバトンを渡せたらいいなと思ってやりました。なかなか思うようにいかず、引き続き難しい判断が必要かなと思っている次第でございます。このままコロナが無くならない前提で考えていきますと、いよいよこのクラブ活動とコロナの共生・共存を模索していく時期に来ているのではないのかなと思っております。お隣の韓国でもマスクの義務をやめて、陽性者も隔離しない新しいステージにチャレンジしているようです。やはり、そういう形を含めて隔離するだけじゃない、共存していく仕組みを考えていかないといけないのかなと思っております。

どちらにしても難しい判断が続くところでございます。残りの今年度は2カ月を切りました。われわれは

しっかり判断させていただきながら、ご支持いただきながら続けさせていただければと思っています。

5月、6月のスケジュールを少しお知らせしたいと思っております。今日から普通どおりに例会を再開していきたいと思っております。5月末には夜例会も再開したいと考えております。延期したメイクアップ体験会は日程が迫ってきていて難しいと判断しまして中止せざるをえないと思っております。炉辺会合は理事会のご意見お聞きしながら6月頭からの再開で考えていきたいと思っております。改めて皆さんのご理解とご支援をよろしくお願ひしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の例会は久々の例会ということで、満を持して甲賀先生からのインボイスに関する例会です。皆さんも言葉だけは知っていると思っております。まだまだ先のことと言わずに今日勉強させていただいて、それぞれの会社に持ち帰って早め早めの準備をしていただければと思っています。

僕の会社みたいな、駐車場や店舗管理をやっている所、いわゆる個人の方のお相手をしている大家さんとか、免税業者の方とお相手もしている所もとても面倒なことと聞いております。僕もしっかり勉強させていただきながらしっかり対策を立てていきたいと思っております。

どちらにしても、これから2カ月を切ったところで、今日からまた再開ということになります。改めて楽しんでロータリーをやりたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

幹事報告 市橋 亨 丞 幹事

皆さま、こんにちは。はじめに4月に私がコロナに罹ってしまいまして、皆さま方に健康不安を巻き起こしてしまいました



こと、大変申し訳なく思っております。申し訳ございませんでした。しっかり体調管理に気を付けてロータリー活動に邁進してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

幹事報告ですが、他クラブの今週の例会につきましてはご一読をお願いいたします。5月のロータリーレートは1ドル130円となっております。

また、第7分区の会員名簿の変更依頼期限が5月9日で、先日期日が来ておりますが、まだ多少は受け付けていただければと思います。もし変更等の情報がある方は事務局までお申し付けいただければと思います。以上です。

新入会員の紹介

スポンサー 白幡

博会員

こんにちは。新しく仲間になられます伊藤さんをご紹介させていただきます。



伊藤 淳さん、日本生命の道東支社長

として3月に着任をされております。前支社長の廣部さんの後任でございます。本人は、名古屋でわれわれと同じロータリークラブの活動経験がございます。そういった意味では皆さんとともに活動できるかなと思っております。

北海道の勤務は初めてということですが、先ほどお話を聞いていますと奥さまと旅行に来ていたり、また先日もゴルフでいらっしゃっております。そういった意味では勤務は初めてですが、北海道を快く受け止めている方と思っております。

また、趣味はゴルフを楽しまれるということで、私どものクラブであるナユタの会にもすぐ入会されると思いますのでよろしくお願ひいたします。それからお料理の方もお得意だと聞いております。特にお飲みの物はワインがお好きだと聞いております。地酒の福司も楽しんでいただけるかなと思っております。

それから、奥さまも日本生命に勤務をされておられて、現在は東京ということで、お二人は離れ離れになっております。先日もゴールデンウイークの時に釧路にいらっしゃっておりますので、機会があれば釧路に来ていただければと思っております。

最後になりますが、スポンサー・紹介者は天方会員と白幡でございます。

それでは伊藤さんからご挨拶を頂戴したいと思います。伊藤さん、よろしくお願ひいたします。

伊藤 淳 会員



皆さん、こんにちは。この度、白幡様、天方様にご紹介を与りまして、この歴史と伝統ある釧路ロータリークラブに入会させていただきましたこと

ができました。本当にありがとうございます。先ほど、ご紹介いただきましたとおり、前任地は名古屋ということで名古屋の「あまロータリークラブ」に1年ほどですが所属させていただいておりました。まだまだロータリアンとしては初心者でございますので、いろいろとご教授いただければと思っております。

紹介にもありましたとおり、入社して32年目になり

まずけれども、内地での勤務がずっと続いたので勤務地としての北海道は初体験となります。会社で担当しているエリアが北海道の東半分の全てになりまして、四国の1.6倍の広さのエリアを担当しております。そういう意味では日本生命という会社の中で一番広いエリアを担当する支社を担当させていただいているということです。3月末に着任して、4月1カ月で自分の担当エリアをひと通り回らせていただいて、車の走行距離が3,000kmを超えました。改めて北海道の大きさを痛感しています。

前任地の名古屋では繁華街のど真ん中で暮らしておりましたので、カラスの鳴き声、あるいは酔っ払いの叫び声とかで朝起こされることも多かったのですが、今は幣舞橋の近くに居を構えておまして、カモメの鳴き声で目が覚めるという爽やかな港町らしい朝を迎えることができます。

趣味はいろいろあります。先ほど言ったように夫婦が離れ離れに暮らしております。単身赴任生活12年目になり、別に仲が悪いわけではございません。至って仲は良いのですが、一定の距離感をとりながら暮らしております。そういう関係もありまして、料理が一番の趣味ということで、食べることも飲むことも大好きです。先ほど紹介いただきましたようにゴルフも大好きですので、いろんな場面で皆さんとご一緒させていただく機会を持たせたらと楽しみにしております。これからもどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

歓迎の言葉と委員会配属の発表 杉村 荘平会長

それでは、伊藤君におかれましては釧路クラブご入会おめでとうございます。クラブを代表いたしまして心から歓迎を申し上げます。

いつも同じことばかり話をするのですが、クラブの出席は義務ではなく権利だと言われております。せっかく入ったロータリーですから、その権利を有意義に生かして一日でも早く馴染んでいただいて、また釧路地域にもなじんでいただいて、有意義な生活をしていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

配属委員会は出席委員会で、樋口委員長でございます。何かあったら何でも言ってください。よろしくお願いいたします。

■本日のプログラム■ 「電子帳簿・インボイス対応研修」

プログラム委員会 工藤 彦夫委員長

プログラム委員会です。本日は電子帳簿、インボイスということで甲賀伸彦会員にお願いします。本来、横田君と二人でタッグを組んで、プロレス界でいうな

らばザ・ロード・ウォリアーズのように頑張っていたきたかったんだけど、かたくなに横田君が「僕は横池コンビがあり」



と、何かよく分からないことを理由にして断られましたので、今日は甲賀君お一人でということになります。よろしくお願いいたします。

甲賀 伸彦君



皆さん、こんにちは。久々の例会ということで。以前、壇上上がった時には「電子取引とか電子帳簿・インボイス、危ないですよ」とお話ししたら、会長の頭の隅に残っていらっしゃって「喋ってくれないか」と言われましたので、お話をさせていただきたいと思っております。

パワーポイントありますが今日は字も大きくして、皆さんの所にはそのままのレジメがありますので、このパワーポイントについては今、どこ喋っているか程度に見ていただければと思います。全部で22ページあり、あと25分しかないので1ページ1分のペースでやっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

まず1ページ、今日どんなお話するかといいますと、時計文字の1番、電子帳簿保存法というものがありまして、その中に電子取引という項があります。これ、あまり皆さん聞いていないと思うのでこれについて前半お話をさせていただいて、2番目はインボイス。これは新聞紙などでちょろちょろ出てきている話で、実は「税率について、消費税の大改正」なんて言われていますが、僕ら税理士は非常に大きな大改正だと思っております。

「インボイスって何よ」という話ですが、漢字で書いて「的確請求書等保存方式」と。「等」とついているのは「請求書でなくてもいいよ」ということです。インボイスですね。

ここで消費税の話からします。皆さんがお預かりして、あるいは売り上げでお預かりする消費税、いわゆる「仮受消費税」から皆さんがいわゆる課税取引として払った消費税を引いて納税しているのです。ここの、皆さんが払った「仕入税額控除」をきちんとやらないと引けない状態になることが今日の最大のテーマであります。なので、ここが大事なところですよ。

あと、「電子インボイス」というのもあるのです。電

子的にインボイスを発行する制度がある。
いずれにしても1番、2番、電子的すなわち「紙のない時代」の話になります。本当は横田さんと一緒にお話したかったのですが、横田さんが「いやだ」ということで私が代表して紙のない時代の話をしていただきたいと思います。

スケジュールをご覧ください。実は平成3年と書かれておりますが、「電子帳簿」という話と「電子取引」という2つの話があります。この電子帳簿というのはすでに行われていて、例えば、うちの事務所のお客様については「総勘定元帳」というのは全くないのです。CDブックに焼き付けて最終のお渡ししていますので電子帳簿という形ですでに認定を受けています。ですから、うちの事務所も「紙のない事務所」ということです。

そこはいいのですが、次の赤で囲った部分「4月1日から5月12日」と書いてあります。実はもう電子取引の法律改正が4月1日にされたのですが、業界団体からの反対がありまして、多分、法人会さんとか青申会さんからそうなのですが「まだ準備できていないのに、無理」という話で、今日は荒井先生いらっやっていますかね。宥恕（ゆうじょ）規定、遊女じゃないですよ。この宥恕規定ですが、法律では寛大な心で許すと書かれています。「2年間待ってやるぞ」という意味だそうなんです。なので、後ほどご説明しますが、いずれにしてもしなければならない規定ですので、今はいいのですが、6年1月からスタートしなければならない。

今度は、インボイスになります。もうすでに登録期間が始まりました。この的確請求書発行事業者の申請がなされています。

僕の事務所は法人で消費税を払っている「課税事業者」なので登録をしました。実は僕は個人で行政書士も登録しております。ただ、そこは1,000万円をいっていない「免税事業者」です。甲賀伸彦行政書士事務所と皆さんがお取引すると、僕は免税事業者ですので、皆さん方は先ほどの仕入れ税額控除を取れなくなるのです。それはいかんということで、僕も個人で登録をしております。「免税業者が課税事業者にならないと的確発行事業者になれない」ということ、あとでまたお伝えします。いつからスタートかというと令和5年の10月です。もう間近です。

まず、電子取引から始めたいと思います。電子帳簿にはこの3つがあるのです。先ほど言いました電子帳簿保存法がありまして、元帳とかを焼き付けて改ざんできないようにするという法律があります。これはずっと前からあります。あと、最近はスキャナー保存、ドキュワークスなどを使ってスキャナーして保存して置く保存方法が電子帳簿保存法の中にあります。今回、言われているのが、例えば電子取引ですが、

Amazon、ペイペイとか使いますが、それについては印刷をしてはダメということです。「電子取引のまま保存しなければならない」という法律が7月1日からスタートしたのですが、宥恕規定でとりあえず今はいいけど6年1月からやらないといけなと言われて

います。
次のページ、これは法律の話なので面白くないのですが、皆さんのお仕事について必ずしなくてはならないことなので、お気を付けください。令和4年4月1日以降、事業年度に関わらず、何月決算であってもスタートしなきゃいけないということです。会社で電子取引の取引情報を受領した場合には電子データを紙に出力して保存することは認められておりません。電子媒体のまま、PDFやJPG、そういったもので保存して置いてください。

具体例が書いてありますがAmazonさんやペイペイ、僕も良く使わせていただいております。一番下に去年の12月までにやらなきゃいけなかったのですが、宥恕措置が設けられて2年間待ってあげますよということです。

次のページをご覧ください。電子取引とは何なのかですが、まずは電子メールに請求書や領収書がPDFで添付されて来るものがあると思います。メールのまま保存して置いてダメです。そのファイルをきちんと整理して保存して置かなきゃならないと決まりました。あるいはインターネットのホームページからダウンロードした請求書、例えばJALさん、Amazonさんなどもあるかと思えます。あるいはSuicaとかの交通系ですとか、4番目。あと大事なものは6番、僕も最初分からなかったのですが今のFAXは自動的に印刷しないでデータとして保存されます。うちの事務所もあるファイルサーバーに入れて、それを総務の人が担当する人に電子媒体としてメール添付で送ることになっているのです。それも電子取引なので紙に印刷してはいけないことになっています。

具体的には次ですが、「こんなのないか」というチェックリストをつけておきました。建設関連の方は「モノタロウ」などがあるのではないのかなと思います。保存としては最長2年プラス1週間くらいと言われて

います。
保存措置としては発行者あるいは事業者のスタンプ、あるいは訂正・削除の履歴が見られるもの、のどれか。いわゆる改ざんしたものではないのが分かればいいということです。保存期間は一応10年間ということです。これは商法・会社法の保存期間、税務署のあれと一緒にだと思ってください。

われわれの「TKC」という団体があります。税理士は大体78,000人くらいいて、TKC会員は11,800人おります。事務所的には、世の中には32,000の税理士事務所がありまして、TKCは約10,000人の事務

所があります。このシステムを使っている方は全然気にしなくてもできるのですが、そうじゃない方がほとんどだと思いますので、「対策2」を見ていただきます。一定のルールを決めて任意のフォルダに入れてくれということです。メール添付のままではダメです。まず事務処理規定を会社の中で設けていただき、日付・金額・取引などの検索ができるようにしなければならないのです。安いメルコ、バッファロー、アイ・オー・データの外付けハードディスクがありますが、レイド(RAID)の組んでいないようなバックアップファイル、サーバーが飛んでしまったらダメなので、サーバーやクラウドに置くことも考えなきゃならないということです。

対応策2としまして、一定のルールを定めて任意のフォルダに入れるということです。例えば、例1ですが、この日にもらったものだったら、「20221013_(国税省)_110,000」みたいなPDFのファイル名にしておかなきゃならないということです。「相手先」でソートをかけるか、あるいは「各月」でやるか、その保存方法はどうでもいいのですが、まとめてやらなきゃならないことになります。

3番目、事務処理規定を作成し備え付けることが必要。これをやらないとどうなるかというと、青色申告が取り消しになります。青色申告の最大のメリットは、仮に皆さま方が赤字になればその欠損を今10年間繰り越すことができます。それが無くなるということは、赤字にできない、赤字になっても繰り越せないのが相当な悪い影響が及ぶと思います。

先ほどの「電子取引のデータおよび削除の防止」というのは国税庁のホームページに出ていますので参考にして規定を作ってくださいと思います。前半、電子取引の方は終わりました。

多分、皆さんが最も注目されているのがこの「インボイス」の方だと思いますので、こちらを10分くらいの時間をいただいて、お話をさせていただきたいと思います。

13ページをお願いします。もう一度言いますがインボイス制度は何かというと、日本語で言いますと的確請求書等の保存方式であります。Qの1、日本にもインボイス制度が導入されるそうですが、どのような制度ですか。ということで、Aの1、インボイス制度とは複数税率。すなわち8%や10%に対応した仕入税額控除の方式です。先ほど申しましたとおり、売上げで受け取っている消費税を全部払うわけにはいかないので、皆さんが払った仮払消費税のことを仕入税額控除と言いますが、これができるかできないかという話です。現行のは、区分記載請求書等保存方式という方式です。令和5年10月1日から導入されて、導入後は、売り手・買い手双方に新たな義務です。皆さま方の会社はしなければならないです。

インボイス制度です。皆さんが物を売る方と仮定してください。買い手さんから求められた時、「的確請求書発行をしなければならない」。売ったら必ず出さなきゃダメということです。一方、買い手はどうしなければいけないかというと、きちんとインボイスを持っていないと仕入税額控除ができませんので、その管理をしっかりとおこななきゃならないことになります。

これは「消費税はどうなっているの」という話です。納付する消費税額は売った時に預かった消費税から払った消費税ですが、今までは免税業者さんから買っても引けたのです。

例えば、皆さんが免税業者の中島菓子店でお菓子を買っているとします。免税業者の中島さんの部分の10%は引くことができ、払わなくてよかったのです。これからは免税業者の中島さんから買ったら、インボイス番号が書いていなければ、その消費税が引くことができなくなるのが最大の困ったことです。じゃあ、今のこの時期に皆さんは何をしなければならないかというと、まずは発行者としてのことをやらなければいけないと思っております。今年のせいぜい11月くらいまでにやっていただきたいなと思います。

まず、自社発行の請求書にインボイス制度に対応するものにするということです。じゃあ、何をしないといけないのかというのが次の話で、だいたい物事に見積もりがあって、注文書があって、納品書があって、請求書があって領収書という一連の取引で出てくる書類がこういったものかと思われま。

インボイスを何に使うかというと、先ほど言いましたとおり請求書等と書かれています。請求書じゃなくてもいいのです。納品書か領収書でもいいのです。右側の青い所のどちらでも構わないと言われてます。では、インボイスに何を載せなければならないのか。請求書とかに載せておくべきものはこの1.2.3.4.5.6でしたが、新たに必ず載せなければならないのが的確請求事業者さんになるともらえる番号、登録番号を必ず納品書・請求書・領収書に載せておかないといけません。ここにいる法人の皆さまはもうすでに税務署から法人番号13桁が与えられています。その前に「P」が付くだけです。じゃあ、Pを付けて請求書に載せていいかというとダメです。届け出をしないと載せちゃいけないのです。「的確請求書発行事業者」という届け出を税務署にしてください。それは注意深く顧問税理士の先生とよく検討してから出していただければと思います。

発行すると、税務署さんの中で登録番号Pと13桁を打ちますと、税理士法人トップマネジメントが出てきます。

これ、個人の方はどうするのですが、「個人の方については、マイナンバーカードは使わない」ということ

になりました。個人の方は先ほどの例で言ったのですが、村上さんが個人で事業を行っていたとします。そうすると、個人でまず登録番号をもらうことになりま。ただ、「村上祐二」と打つと、村上祐二さんがいっぱい出てきます。何の村上祐二さんか分からないので後で屋号を付けることになりますので、村上商店・村上祐二という番号が付与されるということになります。

インボイスを発行する時にどうするかというと、すでに皆さんは総額表示でお肉などの販売価格として出していると思います。今度、消費税の処理で「税率ごとにまとめて計算しなさい」と変わりました。ですから、システム改修が必要になってくると思います。

右側のようにそれぞれを足すと消費税もずれて、それはいけないということに決められています。

次のページ、納品書を的確請求書とする場合と請求書を的確請求書とする場合はどちらもありますが、納品書の場合は細かいのでリアルな消費税があります。納品書の場合、一発でバサッと行きますのでこんな感じになるということです。

ここから大事な話になります。20ページ。免税業者さんというのは、1,000万円以下の方です。いわゆる消費税はもらっているけれど、国に納めていない方なのです。先ほど、杉村会長からありましたが、個人で駐車場を貸しているとか、物件を貸している。事業者が消費税払っているのですが、貸しているという方がいるのです。ただ、持ち主は個人です。

例えば、菓子折り持って行くのに免税事業者さんの中島菓子店で買ったなら、消費税を控除できないから、中島さんのところに行かないで違う方の所に行ってお菓子を買うことが考えられることになります。免税事業者のままだとインボイスを発行できませんので、僕も行政書士事務所は免税事業者ですがインボイスを発行できる状態にしました。土業の方、ここにもたくさんいらっしゃいます。池田先生もどうなのでしょう。

僕、売り上げは知りませんが、「免税事業者だったら、あなたの社会保険労務士事務所とお取引できないよ」ということがあるかもしれません。例えば、年間100万円払っているとしたら10万円控除できないわけです。大きいですね。

ここまで消費税のことをご理解されたら、国はなんでやっているか分かりますか。まず、インボイスを使うことで、すべての取引を洗い出したいというのがひとつです。もうひとつは、免税事業者はずるいなあと思っているということで、国はここをつぶしてきます。今の今やっている話じゃないかなと思います。

あと、簡易課税制度。1,000万円から5,000万円の方は、割合で、業種区分で、それを控除できるのですが、簡易課税制度の方はパーセント程度で仕入税額控除をしていますから、インボイスの補助は考えなくていいです。いわゆる本則課税の方が大事だということです。

それにしたって大変だよねというので、経過措置というのが最後認められております。平成5年10月1日に始まってから3年間については、仕入額相当の80%は見えてあげようじゃないか。あるいはその次の3年は仕入額相当の50%は見えてあげようじゃないか。6年過ぎるとダメですよ、となります。

いずれにしても最後に書いてありますとおり、請求書を受け取る都度、経理の方が、仕入れ先がPの入った的確請求書か、Pの登録番号が入っていない事業者か、で会社が払う税金も変わってきますので、そこを注意していただきたいということになります。1分くらい超過しましたが、これは法律の改正ですので顧問税理士さんとよく相談していただいて、11月くらいまでの準備をお願いしたいと思います。ご清聴どうもありがとうございました。

本日のニコニコ献金

- 杉村 莊平君 例会再開でございます。改めて、宜しくお願ひ致します。
- 浅川 正紳君 久しぶりの例会司会です。嘸まないように頑張ります。
- 市橋 彦佳丞君 本日より例会再開になります。いろいろとご迷惑おかけして申し訳ありませんでした。
- 木村 豊年君 長期滞任研究会会長、無事卒業させて頂きました。感謝です。

今年度累計 535,000円